農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項により農用地利用集積等促進計画を定めますのでお知らせします。
本計画案に係る利害関係人(※)は、下記の期間に（公財）福岡県農業振興推進機構において関係する農用地利用集積等促進計画案を閲覧することができます。（コピーはできません。）
また、計画案に意見がある利害関係人は同期間に意見書を提出することができます。意見書には提出者の住所、氏名、電話番号、利害関係の内容及び意見を述べる農用地利用集積等促進計画の概要並びに意見を記載し、メール又は書面で提出してください。

令和5年9月20日

（公財）福岡県農業振興推進機構　理事長　鐘江義広

記

１　計画案の閲覧期間及び意見書の提出期間

令和5年9月20日　～　令和5年9月27日

２　閲覧場所及び意見書提出先

（公財）福岡県農業振興推進機構　農地１課
［所在地］　福岡市中央区天神４－１０－１２　JA福岡県会館２階
［e-mail］　nouchi1@f-ap.org

３　農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	貸付年数
氏名又は名称	住　　所		
堤　政弘	筑後市	筑後市大字熊野字池尻742	10 年

※ 利害関係人とは、本計画案により貸借権の設定等を行う農用地等のある地区（大字、集落）において、借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する集落の代表者等のことを指します。